

許可申請のてびき

令和7年7月

大阪府都市整備部住宅建築局

建築指導室審査指導課

問合せ先	確認・検査グループ
電話	代表 06-6941-0351
	内線 4323・3026
	直通 06-6210-9724

【 目 次 】

	頁
1. 建築基準法における許可等の申請をされる方へ	1
2. 許可手続きの流れ	2
3. 許可申請書の作成	6
4. 公聴会の開催について	1 0
5. 建築審査会用資料の作成について	1 2
6. 許可を受けた内容に変更が生じた場合	1 3
【様式】 事前相談チェックリスト	
【様式】 仮設建築物の緩和条文チェックリスト	

1. 建築基準法における許可等の申請をされる方へ

建築基準法では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めていますが、その中には、特定行政庁（大阪府知事）が建築計画や周辺状況等を勘案して、やむを得ないと認められる場合に限り、特例的に制限を解除することができる許可や認定の制度があります。

建築基準法に適合させるために許可や認定を受ける場合は、建築確認申請に先立って行わなければならないませんが、建築審査会の同意や公聴会の開催を求めるものなど、条文ごとに必要な手続きや添付資料が異なります。

許可や認定の申請に必要な様式や添付書類は、建築基準法施行規則及び大阪府建築基準法施行細則に定められていますが、この「許可申請のてびき」では、その他手続きの流れや許可申請に必要な添付資料などを詳しく解説しています。

許可申請を行おうとする方は、このてびきを参照の上、府担当者の指示に従い手続きを進めてください。

なお、この「許可申請のてびき」は、大阪府が特定行政庁となる市（大阪市、豊中市など建築主事を置く 17 の市を除く）における建築行為等を対象としたものですので、その他の市においては、それぞれの特定行政庁にお問い合わせください。

また、このてびきの対象となるのは P4・P5 のとおりで、建築基準法第 7 条の 6、第 43 条、第 52 条第 14 項、第 53 条第 4 項、第 59 条の 2、第 86 条第 3 項、第 86 条第 4 項、大阪府建築基準法施行条例第 4 条の規定による許可申請及び第 86 条、第 86 条の 2、第 86 条の 5、第 86 条の 8 の規定による認定申請については、それぞれ別途に許可基準等で取扱いを定めていますので、そちらを参照してください。

規定	許可基準等
第 43 条	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定に関する判断基準 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱い方針
第 52 条第 14 項	建築基準法第 52 条第 14 項第 1 項の規定による許可の基準
第 53 条第 4 項	建築基準法第 53 条第 4 項の規定による大阪府建蔽率許可基準
第 59 条の 2	大阪府総合設計許可取扱要領
第 86 条、第 86 条の 2、 第 86 条の 5	一定の複数建築物の制限の特例に関する認定基準
第 86 条の 8	全体計画認定基準モデルの暫定運用の取扱い
第 86 条第 3 項、 第 86 条第 4 項	大阪府総合設計許可取扱要領 一定の複数建築物の制限の特例に関する認定基準

2. 許可手続の流れ

許可申請を行う際には、その内容等について、あらかじめ大阪府及び地元市町村等と事前相談を十分に行った上で、府担当者の指示により手続を進めてください。

許可申請の手続きの流れは、概ねP3の図の通りです。

〔許可申請にあたっての留意事項〕

①事前相談について

許可手続をスムーズに進めるためにも、申請に先立ち、申請内容について、府担当者と必ず事前相談を行ってください。

この事前相談にあたっては、許可を求める事項、その理由を明確にした上で、その計画概要を示す資料を作成してください。

資料としては、(参考) 事前相談チェックリスト (P15)、計画概要を示す付近見取図、配置図、平面図、写真等に加え、許可を求める事項に関連する資料をご準備ください。

②許可申請書の受付について

①の事前相談を踏まえ、許可申請書を正副2部計3部（1部は市町村提出分）作成し、市町村及び消防署を経由した上で、大阪府で受付手続を行ってください。

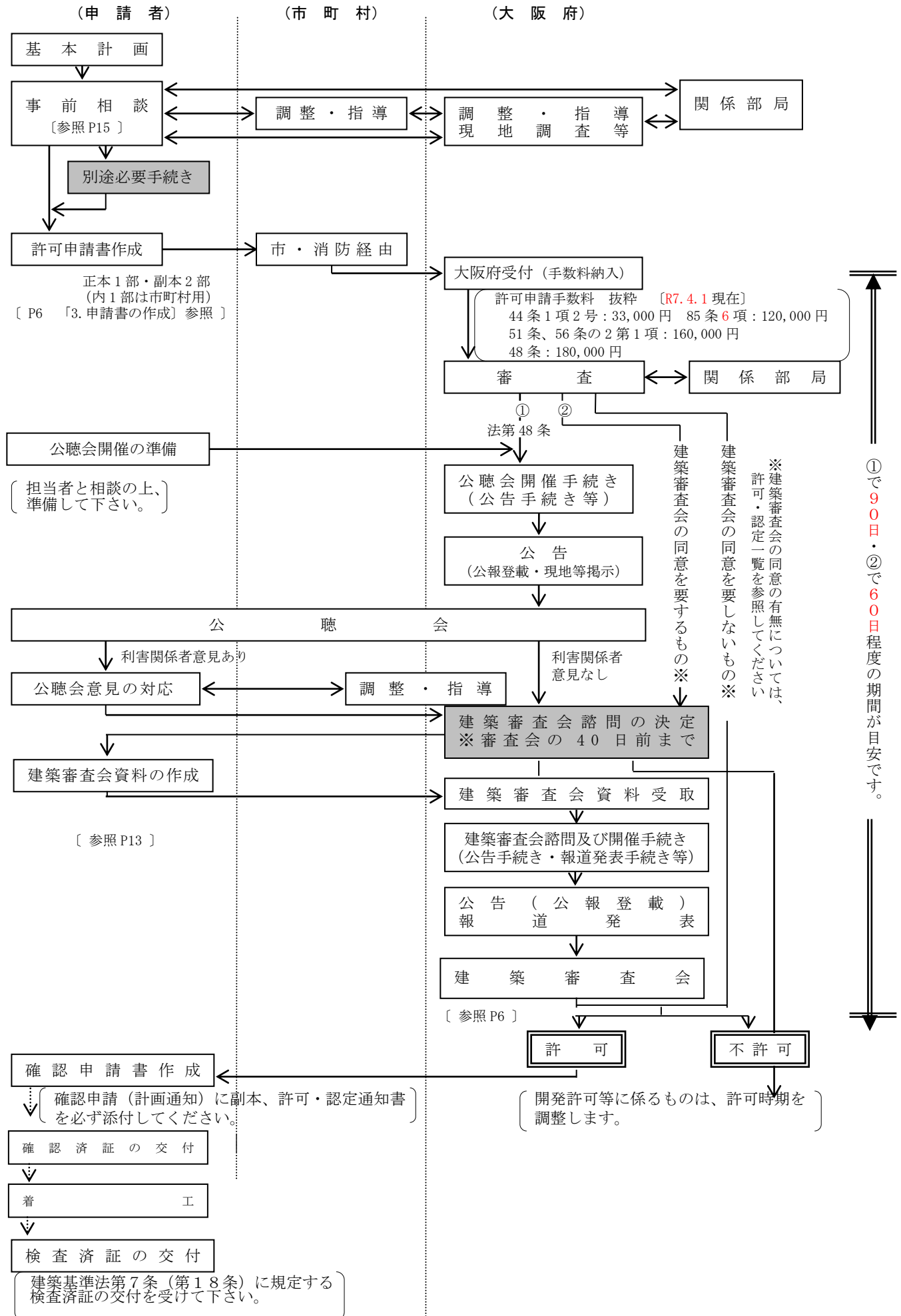
（市町村、消防署より副本の提出を求められる場合があります。それぞれご確認ください。）

なお、都市計画法の開発許可に係るものなど、申請にあたり他法令の手続が並行して必要なものについては、府担当者と協議の上、受付時期を調整してください。

都市計画法の開発許可に係るものや宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする場合は、これらの許可と申請時期、許可日が調整されます。

【建築基準法に基づく許可申請手続きの流れ】

※認定申請や府条例によるものは別途ご相談ください



許可、認定条項一覧（※本てびきの対象となる主な条項のみを抜粋しています）

■許可条項一覧

条項	許可の内容	建築審査会の同意	備考
法第 44 条 第 1 項第 2 号、第 4 号	道路内における建築許可	要	※ 上空通路等については、別途上空通路連絡協議会等の開催が必要
法第 47 条	壁面線を越える建築許可	要	
法第 48 条 第 1 項～第 13 項	用途地域内における建築等許可	要	公聴会の開催が必要
法第 52 条 第 10 項、第 11 項	建築物の延べ面積の許可	要	
法第 52 条 第 14 項	建築物の容積率の許可	要	
法第 53 条 第 5 項～第 6 項第 3 号	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外にかかる建築許可	要	
法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号	建築物の敷地面積の許可	要	
法第 55 条 第 3 項、第 4 項第 1 号、第 2 号	建築物の高さの許可	要	※
法第 56 条の 2 第 1 項	日影による建築物の高さの許可	要	※
法第 58 条 第 2 項	高度地区	要	
法第 59 条 第 1 項第 3 号、第 4 項	高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外にかかる建築許可	要	
法第 68 条の 3 第 4 項	地区計画等区域内において敷地内に有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外にかかる建築許可	要	
法第 68 条の 5 の 3 第 2 項	地区計画等区域内において敷地内に有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外にかかる建築許可	要	
法第 68 条の 7 第 5 項	地区計画等区域内における予定道路にかかる建築物の延べ面積の許可	要	
法第 85 条	仮設建築物建築許可	一部要	第 5 項、第 7 項のみ審査会要
法 87 条の 3	一時的用途変更	不要	

※法第 44 条第 1 項第 2 号、法第 55 条第 4 項第 2 号、法第 56 条の 2 第 1 項については、一括同意基準を設けており、これに該当する場合は、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱います。また、一括同意基準に基づき許可したものは、速やかに審査会に報告します。

■認定条項一覧

※認定については、建築審査会の同意は不要。

条項	認定の内容
法第 44 条 第 1 項第 3 号	道路内における建築認定
法 52 条 第 6 項第 3 号	容積率の認定
法第 55 条 第 2 項	建築物の高さの認定
法第 57 条 第 1 項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外にかかる認定
法第 68 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 7 項	地区計画等区域内における建築物の容積率、建蔽率、高さ、用途に関する制限の適用除外にかかる認定
法第 68 条の 4	地区計画等区域内における公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外にかかる認定
法第 68 条の 5 の 5 第 1 項、第 2 項	地区計画等区域内における前面道路の幅員に応じた容積率に関する制限の適用除外にかかる認定
法第 68 条の 5 の 6	地盤面の上に通路等の地区施設等を定めた場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外にかかる認定
令第 131 条の 2 第 2 項、第 3 項	前面道路とみなす道路等の特例認定
令第 137 条の 16 第 2 号	移転の認定
府条例第 5 条 第 2 項	伝統的建築物群保存地区内における角敷地における制限の適用除外にかかる認定
府条例第 66 条	特殊建築物の敷地と道路との関係の適用除外にかかる認定
府条例第 67 条	劇場等の敷地と道路との関係の適用除外にかかる認定
府条例第 68 条 第 2 項	物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係の適用除外にかかる認定

3. 申請書の作成

(1) 許可申請書の様式

(建築基準法施行規則 第10条の4)

様式第43号 — 法第44条第1項第2号、同条第4号、法第48条、法第51条、
法第52条第10項、同条第11項、同条第14項、
法第56条の2第1項 など

様式第44号 — 法第85条第3項、第6項、法第87条の3第3項、第6項

様式第47号 — 法第88条第2項

(2) 認定申請書の様式

(建築基準法施行規則第10条の4の2)

様式第48号 — 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、令第131条の2 など

(大阪府建築基準法施行細則 第44条の2)

様式第19号 — 府条例第5条第2項、第66条、第67条、第68条

※申請書の様式は以下のサイトからダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/tyousei_yousiki.html

☐ 公聴会について (法第48条第15項)

法第48条第1項から第13項のただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うことが、法により定められています。（令第130条第1項による場合を除く。）

また公聴会の開催3日前までに、その旨を公告することとされています。

☐ 建築審査会について (法第78条～法第83条)

法により、いくつかの許可条文については、建築審査会の同意を得ることを求められています。

この同意にかかる特定行政庁からの諮問に応じるための機関として、特定行政庁（大阪府及び建築主事を置く市町村）には建築審査会が置かれております。

この建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、特定行政庁が任命した委員で組織されています。

☐ 特定行政庁について (法第2条第35号)

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

大阪府は大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市（計17市）以外の市町村（26市町村）の区域に対して、特定行政庁としての事務を行っています。

(3) 添付資料

図 書 名	記 入 事 項
① 理由書 (A 4 版・様式自由)	・許可又は認定を要することとなった理由、許可又は認定を受けるに際して計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入する。 (法第 85 条、第 87 条の 3 の許可申請については、緩和を要する条文及び配慮事項を記入)
② 付近見取図 〔用途地域図を兼ねる〕 ● 1/10,000 (申請敷地を中心に作成。A 3 版)	・申請敷地を「赤」で着色 ・申請敷地の中心(大規模な敷地については敷地境界線)より、半径 1 km の円を明示し、その内側を全て(他市にまたがる場合も)、用途地域別に指定された色により着色をし、凡例を表示(半径線及び「1 km」の表示) ・鉄道路線名、主要道路名、最寄り駅名、公共建築物名称等目標となる地物を明確に表示 ・鉄道、主要道路等は、行先(至〇〇)を表示
③ 建物用途別現況図〔敷地周辺見取図を兼ねる〕 ● 1/2,500 (申請敷地を中心に作成。A 3 版)	・申請敷地の、敷地境界線を「赤線」で表示し、申請建築物を「赤」で着色 ・申請敷地の中心(大規模な敷地については敷地境界線)より、半径 300 m の円を明示し、その内側を全て(他市に跨がる場合も)、建物用途別に指定された色により着色をし、凡例を表示(半径線及び「300 m」の表示) (法第 85 条に係る許可の場合は、着色は不要) ・地図にない新しい建物を、極力図示すること
④ 現況図 (現況配置図) (写真撮影位置図を兼ねる) ● 1/50 1/300 程度	・敷地境界線は、「赤線」で表示 ・敷地内建築物の用途(除去、残置がわかるように) ・敷地内の駐車場等、土地利用 ・隣地の土地利用、近接建物 ・敷地に接する道路の位置、名称、幅員
⑤ 配置図 ● 1/50 1/300 程度	・縮尺、方位、建築物の位置寸法 ・敷地境界線は、「赤線」で表示 ・敷地内建築物の用途、構造、規模、駐車場等土地利用 ・申請に係る建築物と他の建築物との別 ・敷地断面図を併記 ・隣地の土地利用、近接建物の用途、構造及び配置 ・敷地内土地利用のうち、緑地部分を「緑」で着色し、植栽計画(樹種、樹高、本数)を明示 ・敷地に接する道路の位置、名称、幅員 ・排水計画(雨水「水」、汚水「茶」、雑排水「青」で着色し凡例を表示)を図示し、敷地外への放流先を記入 ・断面図の切断位置 ・浄化槽、油水分離槽等がある場合は、その位置及び処理能力等 ・都市計画施設、用途区域界等がある場合は表示
⑥ 各階平面図 ● 1/100 1/300 程度	・間取、各室の用途、面積、主要部分の寸法、方位 ・工場にあっては、作業場面積、機械、設置の位置、名称、原動機の出力、容量等、必要な事項 ・作業場部分を、「赤線」で表示 ・危険物の貯蔵等がある場合は、危険物の名称、貯蔵又は処理の位置、数量等、必要な事項 ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、必要な範囲で既存建築物部分の間取り等

図 書 名	記 入 事 項
⑦ 二面以上の立面図 ● 1/100 ～1/300 程度	・開口部の位置及び壁、屋根、軒裏の構造、仕上げ、色彩 ・55条に係る許可・認定の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、増築部分を「赤線」で表示
⑧ 主要断面図 ● 1/100 ～1/300 程度	・建築物の地盤面からの高さ／床、天井及び軒の高さ ・軒及び庇の出／屋根、天井、外壁、内壁及び床の仕上材料 ・55条に係る許可・認定の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・56条の2に係る許可の場合は、平均地盤面のラインを「赤線」で表示
⑨ 日影図 ＊1 55条第3項及び56条の2による規制を受ける場合に必要 ● 1/100 ～1/300 程度	(申請敷地内の全建築物を対象として作成) ・敷地内における建築物の位置(敷地各辺寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法) ・建築物の各部分の平均地盤面からの高さ ・5m測定線を「赤破線」、10m測定線を「青破線」で表示(日影図のみ、敷地境界線は「黒太線」、みなし境界線は「黒破線」)で表示 ・午前8時から午後4時までの時刻別日影、等時間日影(5m規制に係る日影線は「赤線」、10m規制に係る日影線は「青線」で表示)は、30分毎に表示 ・測定線上の主要な点の日影時間を記入 【56条の2の許可申請の場合は、以下を加味して作成】 ・増築に係る場合は、増築前、増築部分のみ、増築後のそれぞれの等時間日影図及び増築部分のみの時刻日影図を作成 ・測定線を越える日影の範囲をそれぞれ「赤」「青」で着色し、その部分の面積を記入 ・10m規制に係る等時間日影線の内側にある隣接建築物を「黄色」で着色し、用途、申請敷地との高低差を記入 ・平均地盤高さの算定にかかる資料を添付
⑩ 工場危険物調書(様式指定)	【敷地内において工場若しくは危険物の貯蔵等がある場合】 ・大阪府建築基準法施行細則第3条の様式第3号による調書の「副」を添付
⑪ 現況写真 写真撮影位置図	・2面以上(連続写真等、状況の良くわかるもの) ・カラー写真 ・敷地境界線は「赤線」で表示 ・写真撮影位置をプロット
⑫ その他	・特定行政庁が必要と認める資料 (工程表、過去の許可申請書・確認申請書の写し など) ・委任状(委任する場合) ・緩和条文チェックリスト(法85条第6項、第87条の3のみ添付)

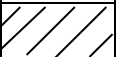
注) 各図面には、必要に応じて「縮尺」「方位」を記入してください。

(⑦～⑨は「縮尺」のみで結構です)

■は、建築審査会資料に必要な図面(P13参照)

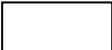
〔用途地域の凡例〕

〔日影時間規制値〕

用途地域	着色		一	二	三
第1種低層住居専用地域	緑				
第2種低層住居専用地域	うす緑	第1種低層住居専用地域	3 H	4 H	5 H
第1種中高層住居専用地域	黄緑	第2種低層住居専用地域	2 H	2.5 H	3 H
第2種中高層住居専用地域	うす黄緑	第1種中高層住居専用地域	3 H	4 H	5 H
第1種住居地域	黄	第2種中高層住居専用地域	2 H	2.5 H	3 H
第2種住居地域	うす橙	第1種住居地域	4 H	5 H	—
準住居地域	橙	第2種住居地域	2.5 H	3 H	—
近隣商業地域	桃	準住居地域			
商業地域	赤	市街化調整区域のうち 用途地域の指定のない区域 (平成9年4月1日施行)	4 H 2.5 H	—	—
準工業地域	紫	注) 上段： 5 m規制に係る規制時間 下段： 10 m規制に係る規制時間			
工業地域	水	 	は桃色で用途地域別着色の上に重ねる		
工業専用地域	青				

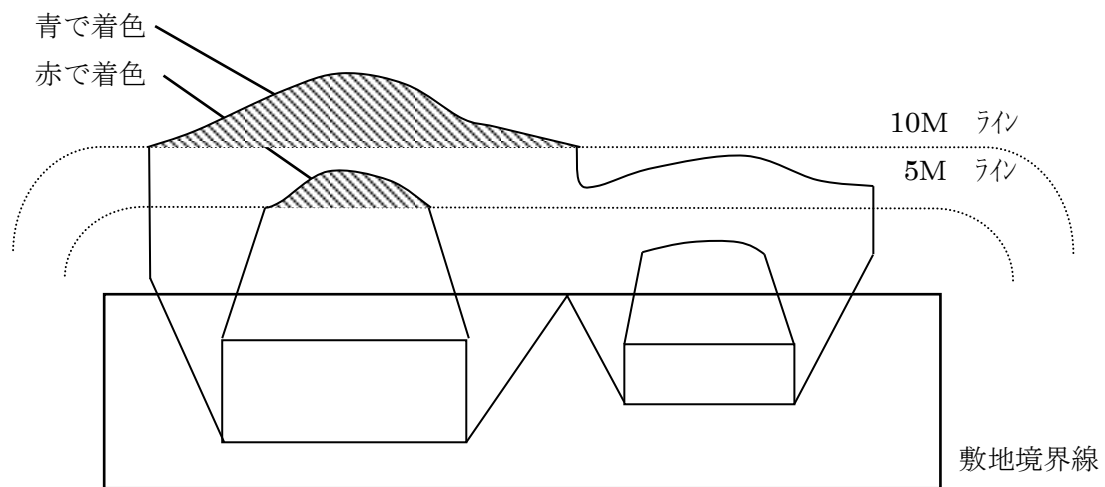
〔建物用途の凡例〕

建 物 用 途	具 体 例	着 色
官・公署施設	裁判所、税務署、市役所、清掃事務所、警察署、消防署、郵便局電話局、電信中継所	茶
運輸・公共施設	駅舎、卸売市場、汚水処理場、ガスタンク、変電所、営業倉庫	こげ茶
文教・厚生施設	学校、図書館、公民館、社寺、保育所、体育館、博物館	緑
病院施設	病院、助産所、託児所、保健所、母子・老人ホーム	橙
興行施設	劇場、映画館、演芸場	黒
遊興施設	パチンコ店、マージャン屋、ボーリング場	紫
商業サービス施設 宿泊施設 等	小売店舗、飲食店、百貨店、浴場、旅館	赤
業務施設	銀行、事務所	桃
住居施設 *	住宅、寄宿舍、共同住宅	黄
農・漁業施設	温室、漁業施設	黄 緑
工場施設	工場、作業場	青
その他		水

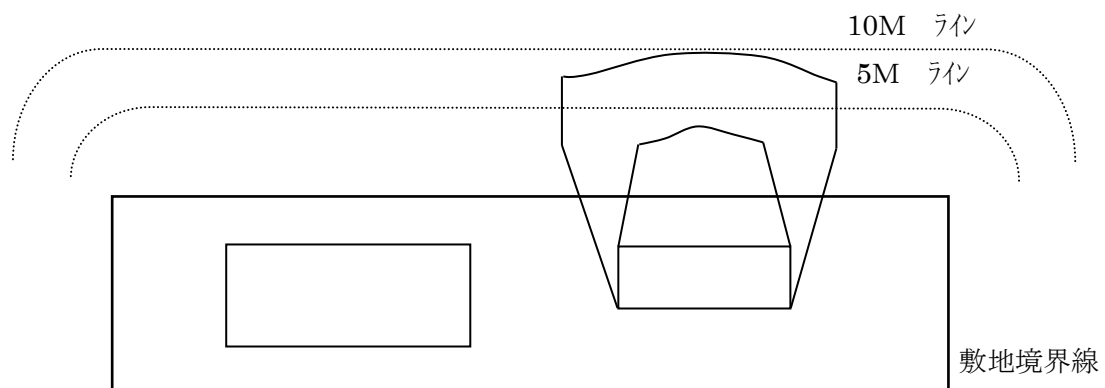
* 兼用住宅は  内を黄色で塗り、輪郭を併用している用途の色とする。

〔日影図の書き方〕

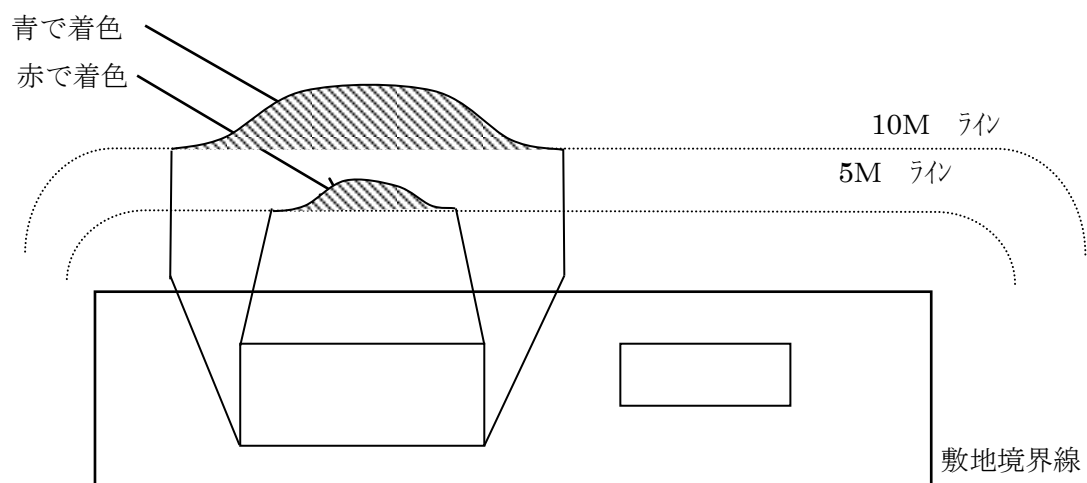
①敷地内全建築物の等時間日影図



②増築部分の等時間日影図



③既存部分の等時間日影図



4. 公聴会の開催について

許可申請書の提出後、公聴会に先立ち、公聴会の公告手続き等を行う必要がありますので、府担当者と協議の上、公聴会の準備を行ってください。

(1) 公聴会の開催場所

府担当者と協議の上、以下に留意の上、公聴会を開催するための会場を確保してください。

公聴会の公告等の際に必要となりますので、公聴会会場の施設名及び所在地を府担当者まで連絡してください。

- ・申請敷地より半径 300m 圏内を目安に申請敷地に近い場所としてください。
- ・日常的に地域の方等が集まる地区集会所など公共的性格のある施設としてください。
- ・市町村の都市計画担当及び消防担当者とも日程を調整してください。

(2) 公聴会の周知について

① 現地公告ビラ掲出用立て札の設置

公聴会の開催を知らせるための公告ビラを申請地に掲示しますので、担当者の指定する期日までに、申請地内に、現地公告ビラの掲出用立て札（下記参照）を設置してください。

※ビラの掲出、撤去は、府職員が行います。

【立て札の仕様】

- | | | |
|-------|---|--|
| 寸 法 | — | タテ 50 cm × ヨコ 70 cm 程度（ビラ寸法 42 cm × 60 cm A2 版） |
| 材料・構造 | — | ベニヤ板程度の簡易なものでよいですが、風雨等で倒壊、破損することのないよう配慮して設置してください。 |
| 位 置 | — | 前面道路等、敷地の外から見やすい場所としてください。 |

② 公聴会ビラの掲出場所

公聴会の開催を告示するため、申請地周辺に公聴会ビラ（A3 または A4 版タテ）を掲示します。

公聴会会場前や申請地の位置する自治会の広報板などへ掲示することについて、公聴会会場の管理者や自治会役員等へ事前に了解を得ておいてください。

※ビラの掲出、撤去は、府職員が行います。

③ 公聴会の周知

公聴会の開催については、大阪府公報に登載するほか、上記により大阪府において周知を行いますが、申請者側からも地元自治会長等を通じて情報提供を行う等、利害関係人に対して周知を行うよう努めてください。

(3) 公聴会次第（概要）

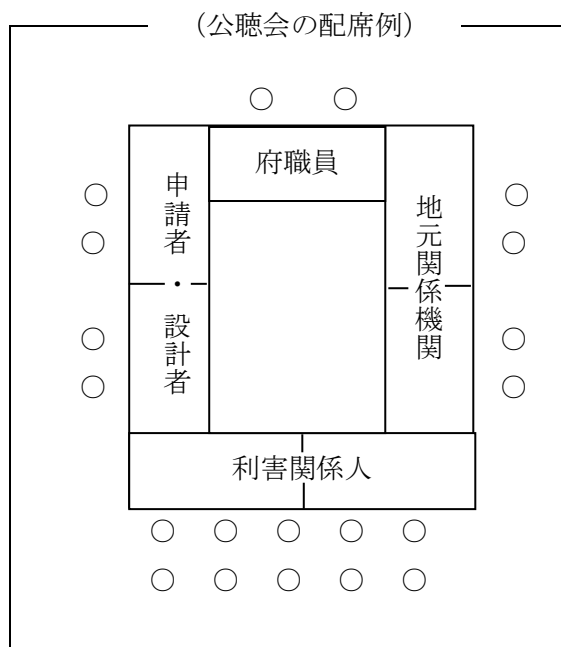
公聴会は、下記に示す次第により府職員が議長となり、議事を進めます。

- ・公聴会の趣旨等の説明
- ・公聴会出席者の自己紹介
- ・申請者による申請理由の説明

- ・申請者（設計者）による計画概要等の説明
- ・利害関係人の意見聴取
- ・市町村職員及び消防職員の意見聴取

（４）公聴会の実施について

- ① 公聴会には、必ず申請者本人若しくは本人の代理として出席することが適当と認められる者及び十分に計画概要等が説明できる設計者（担当者）が出席してください。
- ② 拡大した説明用図面を見やすい位置に掲示したり、パワーポイントやプロジェクターを用いる等、公聴会に出席された利害関係人に対して、分かりやすい説明となるように努めてください。
- ③ 公聴会の配席については、下図を参考にしてください。また、予想される利害関係人の出席人数が着席できるよう席を準備してください。



5 建築審査会用資料の作成について

建築審査会へ諮問する必要がある場合は、以下により建築審査会用資料を作成してください。

(一括同意基準に該当する報告のみの事案については必要ありません。)

①提出要領

本作成要領により、作成の上、1部を事前に府担当者に提出し、府担当者の指示に従い必要な修正を行った後、18部作成してください。

提出時期は、府担当者と相談してください。

②体裁

A4版の左開きとし、表紙は不要です。

製本の方法 — ① 各図面をA3サイズに縮小する
② 下図のように折りたたむ。(A4大)

③必要図書等

必要図書及び表示内容については、基本的には、「3. (3) 添付資料 (P 7、P 8 参照)」のうち、■の印をした図書一式としますが、計画の内容により、追加の必要な項目もありますので、府担当者と協議してください。

※資料の順番については、案件の内容に応じた説明の順番によるため府担当者と相談してください。

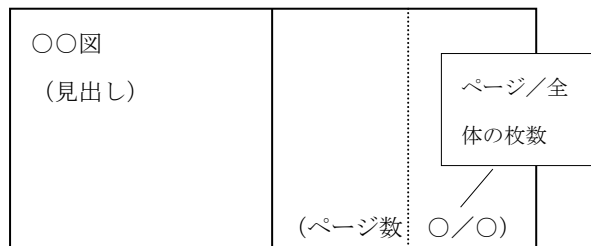
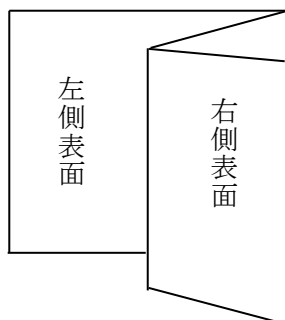
なお、「⑨日影図」については、法55条、法56条の2、法59条の2の許可申請時のみ必要です。

また、以下に示す内容について各図面に追加、削除等必要な修正を行ってください。

- ・見出し(図面左上)の表示
- ・ページ数(図面右下)の表示〔ページ／全体の枚数〕
- ・(縮小後の)縮尺、寸法の表示
- ・事務所名、工事名称等の削除
- ・見やすさに配慮し、文字が見にくい時は unnecessary 文字は消し、必要な文字は適宜拡大して記載する
- ・図面毎に、必用に応じ凡例(図面右側)を表示
- ・写真等については以下の要領を参照
- ・敷地及び敷地周辺の写真やパース等(以下に留意すること)
 - ① 写真撮影の位置を示す撮影位置を明示(A3サイズ)
 - ② 写真枚数については、敷地及び敷地周辺(四周)の建物状況等を示すのに必要な数
 - ③ 敷地境界線に赤線を書き入れてください。

〔閉じた状態－A4版〕

〔開いた状態－A3版〕



6. 許可を受けた内容に変更等が生じた場合について

①当該敷地内では、許可を受けた内容と異なる建築行為等はできません

許可を受けた内容とは、許可を受けた事項に止まらず、当該許可の対象となった建築計画の内容そのもののことです。

建築基準法における許可とは、申請敷地全体の建築計画に対して、許可を行うもので、許可の対象となった当該建築計画にない建築等の行為はできません。

②許可を受けた内容に変更があれば、改めて許可が必要です

「許可を受けた後、その計画内容に変更が生じた場合」には原則として再度許可が必要です。又「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たに増築、用途変更等を行う場合」についても建築基準法第6条に基づく確認申請の必要のない場合であっても、原則として、変更後の内容で、再度許可を受ける必要があります。

許可を受けた内容に変更等が生じた場合または許可を受けた敷地で増築等を計画される際には、必ず府担当者にご相談ください。

③検査済証の交付を受けてください

上記②における許可の申請につきましては、変更前の交付済許可証及び建築基準法第7条第3項、法第7条の2に基づく検査済証（写）を、必ず添付してください。

※ 詳細は、建築指導室審査指導課 確認・検査グループまでお問い合わせください。

【様式】 事前相談チェックリスト

○ 相談年月日		令和 年 月 日		
○ 相談者氏名等		会社名 担当者名 連絡先		
1 建築主氏名				
2 許可を要する内容・条項等 (相談内容)				
3 申請地概要	イ 地名地番			
	ロ 住居表示			
	ハ 用途地域			
	ニ 容積率等	指定建蔽率 %	指定容積率 %	外壁後退 m
	ホ 接道状況	道路名及び幅員		
	ヘ その他の地域地区			
4 計画概要	イ 工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他		
	ロ 建物用途	(複数の用途が混在する場合は複数の用途を記入)		
	ハ 敷地面積	m ²		
	ニ 建築面積	m ² (%) [内増築等の部分 m ²]		
	ホ 延べ面積	m ² (%) [内増築等の部分 m ²]		
	ヘ 構造	造 一部 造		
	ト 階数高さ	[内増築等の部分]		
5 その他の特記事項				

受理日 — 令和 年 月 日
 受付担当者 —

【様式】 仮設建築物の緩和条文チェックリスト

【法第 8 5 条第 6 項】

申請地番 ()

申請者名 ()

法第 8 5 条第 6 項の緩和条項	令第 1 4 7 条の緩和条項
☐ 法第 1 2 条第 1 項 建築物定期報告 ☐ 法第 1 2 条第 2 項 建築物の点検 ☐ 法第 1 2 条第 3 項 昇降機、建築設備定期報告 ☐ 法第 1 2 条第 4 項 昇降機、建築設備の点検 ☐ 法第 2 1 条 大規模建築物主要構造部の木造不可 ☐ 法第 2 2 条 屋根不燃 ☐ 法第 2 3 条 木造建築物外壁延焼部不燃 ☐ 法第 2 4 条 木造特殊建築物外壁延焼部防火構造 ☐ 法第 2 5 条 大規模木造建築物外壁延焼部防火構造 ☐ 法第 2 6 条 防火壁設置 ☐ 法第 2 7 条 耐火、準耐火特殊建築物規制 ☐ 法第 3 1 条 便所の排水規制 ☐ 法第 3 4 条第 2 項 建築物の非常用昇降機設置 ($H > 3.1\text{ m}$) ☐ 法第 3 5 条の 2 特殊建築物の内装制限 ☐ 法第 3 5 条の 3 無窓居室の主要構造制限 ☐ 法第 3 7 条 建築材料の品質 第 3 章 各条項 集団規定各条項 ☐ 法第 4 3 条 接道義務 ☐ 法第 4 8 条 用途地域 ☐ 法第 () 条 () ☐ 法第 () 条 ()	☐ 令第 2 2 条 居室の床高さ、防湿方法 ☐ 令第 2 8 条 便所の採光、換気 ☐ 令第 2 9 条 くみ取り便所の構造 ☐ 令第 3 0 条 特建・特定区域の便所の構造 ☐ 令第 3 7 条 構造部材の耐久 ☐ 令第 4 6 条 木造の構造耐力上必要な軸組等 ☐ 令第 4 9 条 木造外壁内部等の防腐措置等 ☐ 令第 6 7 条 鋼材接合 ☐ 令第 7 0 条 建築物の柱の防火被覆 ($3 \leq F$) ☐ 令第 3 章第 8 節各条項 構造計算 ☐ 令第 1 1 2 条 耐火・準耐火建築物の防火区画 ☐ 令第 1 1 4 条 長屋・共同住宅の界壁構造 学校・病院等の間仕切構造 木造小屋組 (建築面積 $> 300\text{ m}^2$) 建築物隔壁構造 ☐ 令第 5 章の 2 各条項 特殊建築物の内装制限 ☐ 令第 1 2 9 条の 2 の 3 屋上からと突出する水槽・煙突の構造 ☐ 令第 1 2 9 条の 1 3 の 2 非常用昇降機の設置を要しない建築物 ☐ 令第 1 2 9 条の 1 3 の 3 非常用昇降機の設置及び構造